

川崎市公告第394号

特定生産緑地指定解除の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地について、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示します。

令和8年2月6日

川崎市長 福 田 紀 彦

区	指定解除箇所
中原区	井田杉山町地内において、箇所番号1を解除する。
高津区	梶ヶ谷4丁目地内において、箇所番号22を解除する。 久末地内において、箇所番号263の一部を解除する。
宮前区	有馬1丁目地内において、箇所番号1を解除する。 有馬4丁目地内において、箇所番号23の一部を解除する。 小台1丁目地内において、箇所番号143を解除する。 菅生5丁目地内において、箇所番号224を解除する。 平5丁目地内において、箇所番号269を解除する。 土橋3丁目地内において、箇所番号296の一部を解除する。 野川本町2丁目地内において、箇所番号356の一部、366及び370の一部を解除する。 南野川2丁目地内において、箇所番号437を解除する。 初山2丁目地内において、箇所番号480を解除する。 東有馬2丁目地内において、箇所番号523の一部を解除する。 東有馬4丁目地内において、箇所番号565を解除する。 東有馬5丁目地内において、箇所番号574の一部を解除する。
多摩区	生田2丁目地内において、箇所番号18の一部を解除する。 宿河原5丁目地内において、箇所番号79、442及び443を解除する。 宿河原6丁目地内において、箇所番号81を解除する。 菅仙谷3丁目地内において、箇所番号149を解除する。 菅馬場2丁目地内において、箇所番号179を解除する。 長沢4丁目地内において、箇所番号262の一部を解除する。 登戸地内において、箇所番号329及び334を解除する。
麻生区	王禅寺西7丁目地内において、箇所番号9を解除する。 王禅寺東4丁目地内において、箇所番号12を解除する。 黒川地内において、箇所番号357を解除する。